

新婚世帯の新生活を応援します

申請期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

対象となる世帯

次の①～⑨すべてに該当する世帯

- ① 申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が栗東市内であり、かつ申請する住宅の住所となっている
- ② 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- ③ 婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下である
- ④ 令和4年分の夫婦の合計所得金額（令和5年5月31日までに婚姻届が受理されている場合は令和3年分の合計所得金額）が500万円未満
- ⑤ この補助金の交付を過去に受けたことがない
- ⑥ 対象費用について他の公的制度による補助等を受けていない
- ⑦ 栗東市に継続して3年以上居住する意思がある
- ⑧ 栗東市税を滞納していない
- ⑨ 暴力団員でない

補助金額

- ①～③を上限とし、対象となる費用を合算した金額
- ① 29歳以下 **40万円**
 - ② 29歳以下かつ住宅取得費用を含む **60万円**
 - ③ 30～39歳以下 **30万円**

対象となる費用

- **住宅取得費用**
住宅の購入費、または新築に係る工事費・設計費
- **住宅賃貸費用**
住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- **引越費用**
引越し業者又は運送業者へ支払った費用
- **リフォーム費用**
住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕増築、改築設備更新等の工事費

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。
※**令和6年3月1日（金）以降**に申請を希望される方は、必ず事前に相談してください。



お問い合わせはこちら

栗東市役所 地方創生企画課（栗東市役所3階）
TEL：077-551-1808 Mail：sousei@city.ritto.lg.jp
※受付時間は、土日祝日を除く「平日8時30分～17時15分」です